

重要事項説明書（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービス）

あなたに対する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第216条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社エス・エー・シー
主たる事務所の所在地	深川市5条12番9号
法人種別	株式会社
代表者名	浅川泰則
電話番号	0164-23-2810
設立年月日	昭和61年4月17日

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアショップ エス・エー・シー
事業所の種類 指定番号	指定福祉用具貸与 指定介護予防福祉用具貸与 北海道 0177400694 号
所在地	深川市5条12番9号
電話番号	0164-23-2810
管理者の氏名	浅川泰則
開設年月日	令和3年3月1日

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という）を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

4. ご利用事業の職員体制等

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
専門相談員	3名	常勤3名（有資格者）
管理者	1名	常勤1名

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、「国民の休日に関する法律」の休日、12月30日から1月5日を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで。 ただし、正午から午後1時までを除く。

6. 利用料

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、価格表の定めによるものとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の額とする。

[貸与開始日・貸与終了日] 契約開始日・契約終了日 1～15日 1ヵ月分、16～末日 半月分
※ただし、貸与計画の開始と終了が1ヵ月以内に行われた場合は、1ヵ月の利用料となります。

7. 相談・苦情窓口

苦情が申立てられた場合、担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。

当社ご相談窓口 佐藤 布美江	ご利用時間 平日 午前9時から午後5時まで。 ただし、「国民の休日に関する法律」の休日、12月30日から1月5日を除く。 ご利用方法 電話 0164-23-2810 074-0005 深川市5条12番9号
深川市 高齢者支援課 介護保険係	ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時15分 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。 ご利用方法 電話 0164-26-2238 074-0002 深川市2条17番3号
北海道国民健康 保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時15分 ご利用方法 電話 011-231-5161 060-0062札幌市中央区南2条西14丁目

8. 事故発生時の対応

利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する福祉用具貸与サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行います。事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

緊急連絡先	住所	深川市5条12番9号
	電話	0164-23-2810
事故対応に関する責任者	管理者	浅川 泰則

9. 秘密保持と個人情報の保護

正当な理由がない限り、サービスの提供にあたって知り得た利用者または家族の秘密を漏らしません。従業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いませぬ。

10. サービス提供の記録の整備

事業所は、福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況（修理、点検結果等を含みます。）等についての記録を行うこととし、その記録は、提供の終了した日から5年間保存します。

11. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる配置を適切に実施するため担当者の設置

1 2. 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1 3. 衛生管理について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 福祉用具貸与の保管又は消毒に係る業務は、パラマウントケアサービス株式会社及び株式会社日本ケアサプライに委託して行います。

1 4. 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 5. 福祉用具の選択制（一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入）

選択制の対象とする福祉用具の種目・種類（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く単点杖（松葉づえを除く）、多点杖

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

1 6. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 7. 搬入・搬出について

- (1) ご利用者又はご家族の希望の日時に搬入・搬出をいたします。
- (2) 搬入時には、利用者の身体・自宅の状況などに応じて福祉用具の組立て調整を行います。
- (3) 商品の機能、使用方法、使用上の留意事項、それを記載した取扱説明書をご利用者、ご家族に提示し、十分に説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具をご使用いただきながら、使用方法の説明を実施致します。
- (4) 搬出時、必要に応じて即日点検を行います。
- (5) 利用者に補修代金をいただく場合があります。

*取扱説明書記載内容以外の使用方法の結果、著しい汚れ、または故意と思われる破損、故障にいたる等。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与サービスの提供開始に当たり、

甲1 または (および) 甲2

に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地	深川市5条12番9号
名称	株式会社エス・エー・シー
代表者	代表取締役 浅川 泰則
説明者	佐藤 布美江

(甲) 私は、サービス内容説明及び重要事項説明を受け、同意します。
また9. の記載している秘密保持（個人情報保護・プライバシー保護）の使用についても同意します。

(甲1) 利用者

氏 名

(甲2) 利用者の家族（代理署名）

氏 名

本人との続柄